

デイサービスセンター マザアス氷川台運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人マザアスが開設するデイサービスセンター マザアス氷川台（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の適切な運営管理を図るとともに、事業所ごとに置くべき従事者（以下「従事者」という。）が、要介護状態〔要支援状態等〕の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定総合事業型予防通所介護事業においては、要支援状態等の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

指定総合事業型予防通所介護においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業の実施にあたっては、市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 指定通所介護〔指定総合事業型予防通所介護〕の提供の終了に際しては、利用者又

はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等への情報の提供を行う。

- 8 前7項のほか、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成二十四年東京都条例第百十一号）「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例施行規則」（平成二十四年東京都規則第四百十一号）「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例及び東京都指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（二四福保高介第一八八二号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター マザアス氷川台
- (2) 所在地 東京都東久留米市氷川台二丁目5番7号

（従事者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所における従事者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤 生活相談員兼務）

管理者は、事業所の従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔指定総合事業型予防通所介護〕の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 従事者

事業所従事者は、指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護の業務にあたる。

- ① 生活相談員

生活相談員は、指定通所介護及び指定総合事業型通所介護の利用申し込みにかかる調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また、他の従事者と協力して通所介護計画及び予防通所介護計画の作成等を行う。

- ② 介護職員

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、日常生活上の介護その他必要な業務を行う。

- ③ 看護職員

看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務を行う。

- ④ 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

- ⑤ 運転手 運転手は、利用者の送迎を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日、ただし、12月31日から1月3日までを除く
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時45分
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後5時

(利用定員)

第6条 事業所の1日の利用者の定員は、下記のとおりとする。

- (1) 指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護 39人

(指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護の提供方法、内容等)

第7条 指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者、指定総合事業型予防通所介護事業者または利用者本人等が作成した居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画もしくは介護予防サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活相談、援助、レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) グループ活動、アクティビティサービス、学習レクなど
- (8) 口腔機能向上に関すること

(指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護予防支援事業者との連携等)

第8条 指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、線密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく指定通所介護の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかか

る指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護予防支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画及び介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画及び介護予防通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画及び介護予防通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得て交付する。
- 3 利用者に対し、通所介護計画及び介護予防通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 従事者は、指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護について、介護保険法第41条第6項または法第53条の規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所有するサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第11条 指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証の負担割合の額による。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を越えて指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護を提供する場合の利用料、食費、おむつ代、その他サービスにかかる諸経費については、重要事項説明書別紙に掲げる費用を徴収する。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、東久留米市全域と清瀬市、西東京市及び新座市内とする。

(契約書の作成)

第13条 指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書及び重要事項説明書の書面をもって説明し、同意を得たうえで署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 従事者は、指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置の状況について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。また関係機関への通報及び連絡体制を整備する。

(1) 防火責任者 管理者

(2) 防災訓練 年 2回

(3) 避難訓練 年 2回

(4) 通報訓練 年 12回

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者は指定通所介護〔指定総合事業型予防通所介護〕の提供を受ける際には、意思の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用する。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、社会福祉法人マザアスの「個人情報の基本方針」適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

3 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記するものとする。

(苦情処理)

第19条 事業所は、提供した指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明する等、必要な措置を講ずるものと

する。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市区町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は又は当該市区町村からの質問もしくは照会に応じ、及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市区町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め、又は当該市区町村の職員からの質問もしくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護にかかる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(事業継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第22条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなどの地域との交流に努めるものとする。

(ハラスメント防止に関する事項)

第23条 事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 従業者に対し、ハラスメント防止のための研修を定期的実施する。
- 3 ハラスメント防止のための指針を整備する。
- 4 事業所内にハラスメントの相談窓口を設置し、担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第23条 事業所は、すべての通所介護（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従事者との雇用計画の内容とする。
- 2 事業所は、指定通所介護及び指定総合事業型予防通所介護に関する記録を整備し、そのサービス提供を提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人マザアスと事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年5月1日から施行する。

この規程は、平成13年1月21日から施行する。

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

この規程は、平成14年2月1日から施行する。

この規程は、平成15年1月6日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規定は、平成18年1月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。